

畿京滋会の研究グループは、消費税負担の逆進性の緩和策について検討した。その結果、 カナダで採用されている給付付き税額控除制度の方が複数税率制度よりも効果が高く、仕入税 ついては、現在の帳簿方式で十分に対応可能と結論づけた。 とき:平成22年6月18日金

研究グループ◆TKC近畿京滋会

性の問題について検討します。

0

くなると思われる税負担の逆進

垣木英宏・村田裕人・角谷雅子・久乘 ・横田 聡・熊谷宏臣 哲

基本で、租税公平主義は租税法 税制を構築することは、 に応じた課税を実現する公平な の根幹をなすものです。 公平性の原則は、 租税原則 租税正 担税力

費全般に対して均一課税を施す

われています。 と二・五兆円税収が上がるとい とすると、消費税を一%上げる 税です。最近の消費動向を前提 として注目されているのが消費 可能性があります。その対応策 み勤労世代が減少することによ 今後、景気の後退や少子化が進 さらに財政赤字が拡大する

> 式のあり方について明らかにす 逆進性の解消と仕入税額控除方

ることを目的とします。

消費税の逆進性と租税正義

比で一六八%といわれています。

らかの形で解消すべき課題です。 のような税負担の逆進性は、 正義に反します。したがって、こ

何

本研究は、

消費税の税負担の

年度末で八二六兆円、

対GDP

せた長期債務残高は平成二十

税を侵害することになり、

租税

現在、

日本の国と地方を合わ

率が上がるとさらに問題が大き ています。本研究では、 性の問題など多くの問題を抱え 付加価値税は益税の問題や逆進 方現在の消費税、 すなわち 消費税

> 原則があります。 の原則として、応益原則と応 租税負担配分における公平 能 性

には、応益原則はそぐわない とをその理念とする付加価値税 値税としての性質をもつ多段階 いえます。 および消費者全般に課税するこ 般消費税です。最終消費一 日本の「消費税」 は、 付加 般 価

た場合は、 次に、応能原則の観点からみ 付加価値税は最終消

各人の担税力に応じた公平な課 ける税負担の逆進性の存在は、 義に直結します。消費課税に ぉ

垣木英宏会員

齢 'n な 担 化 速に少子 が進展して ١ が大きく いという があ ŋ 高 偏

ます。 進的税負担を実現できない 変えることは不可能であり、 消費水準の違 ため、 ないといえます。 た課税を実現することが容易で い付加価値税は、 一直的公平性を充足できません。 公平性を目 したがって、 しか 水平的 いに 指すことができな 公平を充足して 応能原則の垂直 所得水準による 担税力に応じ 応じて税率を ため 累

は、

①所得、 一税力を測

②資産、

③消費

0

0)

11

担

定する基準として

す。 最も重要であることがわかりま 公平な課税を実現するためには、 税の公平性が重視され 伝統的に租税原則 逆進性の問題を整理すると、 |税力に応じた課税」こそ、 よって、 担税力を適正に測 においては課 ており、

> えます。 公平な課税 定した上 で、 0 課税を行うことが、 実現に資するとい

三つ れ、 あります。 基準にメリッ メリット 問題が挙げられ 方 したがって、 が挙げら 安定した税収が期待できる デメリッ は、 その <u>۱</u> ń 水平的公平性に優 トとして逆進性 中 れます。 それ ·で消費課 デ ź ヘリッ だされ ŀ 測 税

Ó

右

肩

'n

0

られます*1。 薄く租税を負担するようにして えるならば、 くことが合理的 世 代を問 日本の将来を考 であると考え わず広く

13

らゆる世代に広 求めることが く公平に負担 ライフサ

消費税は、

あ

見ら ることにより、 て試算しました 消費税の税率を一五%と仮定 いる中で、その役割は重要です※2。 て、 五%に比べて税率が n 一がどのように変化する ĺ 消費税 タを利用 の 負担 各所得階 **図** 額 消費税 1 の増 ア 級に ッ 現 加 プ 0 0 在

れますが 下が Ó 特に折れ 角 一度が 大きく 線 ゙゙゙ラ ます。 進性 消費税 税負担 なっ 認しました。 果によっ \bar{o}

てい 五. の %で試算するより 逆進性に るところ が 0 Ŋ あ ては、 ŋ 、ます。 。 拡 現

進性が実際に存 実証デー がさらに拡大することを 0 税率の て消費税 タを使用 在することと、 上昇により、 0 税負 した分析 担 0 逆 逆

消費税増税による逆進性の拡大 図1

ル

0

時期に

◆検証結果(税率15%で試算) 所得階級別の消費税負担(勤労者世帯) 700 12.0% 11.5% 11.8% 11.8% 11.6% 11.0% 600 11.2% 604 10.0% 500 471 9.0% 400 399 T H 300 319 8.0% 8.1% 7.6% 241 200 7.0% 7.3% 7.1% 100 6.0% 6.1% 5.0% Ι Ш IV V Π 所得分位 ■消費税負担(年間) - 消費税/平均年収 - 消費税/消費支出

- a 総務省「家計調査年報」(平成20年)を使用。
- b 収入と消費の関係を明確にするため、数値データは全世帯ではなく、勤労者世 帯のデータを採用。
- c 所得分位は五分位。

第Ⅰ階級は年間収入367万円まで、第Ⅱ階級は年間収入367万円から504万円 まで、第Ⅲ階級は504万円から655万円まで、第Ⅳ階級は655万円から879万円 まで、第V階級は879万円以上。

d 消費支出データには、非課税や不課税となる支出項目を除いて税額を試算。

消費税導入の経緯

貨・サービスを課税対象として 等のように、特定の物品・サー います。 なく、原則としてすべての財 ビスに対して課税するものでは 費税は、消費税導入前の物品税 現在導入されている日本の消

というところから納税義務者は 担税者は消費者であると定めて るものとしているところから、 革法第十一条)消費者に転嫁す 税を円滑かつ適正に」(税制改 事業者だと定め、さらに「消費 税」(税制改革法第十条) する 費に広く薄く負担を求める」と 務の提供等の各段階において課 「事業者による商品の販売、 いう基本的な課税客体を定め つまり、消費税導入時の税制 (昭和六十三年))は「消 役

者が予定しています。さらには 者が事業者で、 これを上記の要件に当てはめ 日本の消費税は納税義務 税の転嫁を立法

> 消費税の中の付加価値税であり 税に分類されるといえます。 を認めているところから、 消費をするという行為に担税力 日本の消費税は、多段階一般 間接

> > が高まった時期でもあります。 政府の双方での付加価値税論議 じく欧州での調査を行い、政治

この調査の結果を受けて昭和

年には自民党水田三喜男政調会 されました。また、 題を調査するために欧州に派遣 僚が新しい間接税の効果や諸問 費税が最初ではありません。昭 税が検討されたのは、 消費型の付加価値です。 費財購入費を一括して控除する 課税対象とする付加価値は、 和四十年代には大蔵省の若手官 な多段階累積排除型の付加価値 日本において、消費税のよう 昭和四十五 現在の消 消

まりました。

閣議決定されました。

導入に向けた本格的な議論が始 申)を発表し、日本の消費税の の答申」(昭和四十六年長期答 が「長期税制のあり方について 四十六年八月に政府税制調査会

長を団長に欧州税制調査団が同 の安定向上と国民経済の健全な 存から脱却し、もって国民生活 を図りつつ、大量公債等への依 祉その他の公共サービスの確保 当該答申のなかで、「今後、 月に「今後の税制のあり方につ いての答申」*3を取りまとめ、 政府税調は、 昭和五十二年十

福

には、 要である」とし 発展を図るため 求めることが必 負担の引上げを して一般的な税 国民に対

> **において、 四年度税制改正の要綱 方針が盛り込まれた「昭和五十 よう諸般の準備を進めるといった 昭和五十五年度中に実現できる 般消費税(仮称)」については、 が公表され、 格を定めた「一般消費税大綱」 型の付加価値税である新税の骨 税調の昭和五十四年度改正答申 年明けには、「一 多段階累積排除

言われています。 のが五十五年予算の姿**だと 政再建の元年の前年」と言った た。当時の竹下登大蔵大臣が「財 できず、比較的小規模な税制改 のもと大きな変革をすることが したが、政治的に不安定な体制 再建が大きな政策課題とされま は、一般消費税によらない財政 正が行われたに過ぎませんでし 昭和五十五年度以降におい

について、 機器に対する物品税の課題問 考え方を受けて、昭和五十九年 度税制改正論議において、 昭和五十八年十一月の答申 様々な議論が展開さ O A



村田裕人会員

昭和五十三年

十二月には政府

36

税が見送られました。 ンなどのOA機器につい れましたが、 ワー プロ、 パ ては課 、ソコ

ました。 を経て、 年度改正答申**、 に売上税法案が国会に提出され 六十二年度税制改正の要綱**8 そして、政府税調昭和六十二 昭和六十二年二月四日 さらに昭和

ぼるものでした。 象)とするものであります。 した場合には簡易課税制度の対 の事業者を非課税 を採用、課税売上高一億円以下 額表による前段階税額控除方式 方針を踏まえて、 売上税の概要は、 非課税品目は 五一 税率五%、 (課税選択を 前述の基本 項目にの ま 税

ないまま、五月二十七日に国会 での委員会審議が一回も行われ の閉会とともに廃案となりまし しかし、売上税法案は、 国会

和六十年代初頭に導入を目指し に導入を企図した一般消費税構 大平正芳内閣が昭和五十年代 そして中曽根康弘内閣が昭

> 訴え、国民の納得を得られるも 申において消費に対して薄く広 月の税制改正についての中間答 もにその導入を断念することと れました。 のを目指すとの文言が盛り込ま く課税する制度の導入を改めて なりましたが、昭和六十三年四 た売上税構想は、その両構 想と

り施行されることとなりました。 消費税は、 が成立し、平成元年四月一日よ の法案を含む税制改革関連法案 平成元年度の税制改正は消費 以上のような議論を経験した 昭和六十三年末にそ

す。 とからも、その混乱と導入への とされ、それは元年度の税制改 抵抗があったことが読み取れま の円滑な実施」とされているこ 正大綱の柱が「税制の抜本改革 税の円滑な実施が中心的な施策

すい税とするため、各事業者団 については、政府自民党は売上 務者である事業者に受け入れや 税廃案の経験を反省し、 新たに導入が決まった消費税 納税義

> ました。 次の基準に沿った法案を準備し て各種の制度を取り入れるなど、

②簡素で分かりやすく、 行にも配慮したものであるこ

④産業経済に対して中立的であ ③納税者・税務関係者の事務負 ものであること。 り、国際的な摩擦を招かない 担に配慮したものであること。

の反対を抑える為の妥協的な規 くなり、その導入時から、 配慮までをも考慮せざるを得な ではなく、税務関係者に対する 導入は、 幾多の挫折を経験した消費税の 定を内包せざるを得なくなった これらをみてもわかるように、 取引慣行や納税者だけ 世論

が消費税では帳簿方式とされて ンボイス方式とされていたもの の要件として売上税構想ではイ なお、 消費税の仕入税額控除 のです。

体からの意見聴取を行うなどし

①消費に対して広く薄く公平に 負担を求めるものであること。

取引慣

日

11

・ます。 諸外国の付加

価値

点を見ていきます。 値税について、その現状と問 を導入している諸外 本より早くから付 玉 の付 加 価 加 徝 題 価 税

えるのです。 左右されやすい傾向にあるとい 減少します。従って直接税に依 とられているため、 担となる累進課税の形態が多く 存した場合、 などで所得が減少すると税収も 直接税は担税力に応じた税 税収が景気変動に 景気の悪化

題が指摘されています。 税率をあげると低所得者に対す 同率の税率が課せられるため、 接税は全ての所得階層に対して る負担が多くなり、 一方、消費税を代表とする間 逆進 性 の 問

接税の比率が高くなっています。 ンスに代表される欧州諸 税の比率が高いのに対し、 較すると日本とアメリカは直接 在の諸外国 の直間比率を 玉 フラ は 間 茈

税



価値税が創設されました。 年四月十日法律発布により付加 税の父」と呼ばれるモーリス・ て導入されました。「付加価値 ローレの提案を受けて一九五四 付加価値税はフランスで初め

単一市場という構想が持ち上が 間における政策や法制度の違い EU共通の付加価値税制を確立 から税制の調整を進めており、 っていました。EUでは、従来 しようとしました。 九七七年に第六次指令により、 貿易の自由化を妨げるため、 方、EUではEU加盟国の

1

ぞれの国で既に実施されていた ので、それを統一することは難 しかし、付加価値税制はそれ

> 難しい状況で、実は現在におい どしましたが、なかなか統一は 置を認めてゼロ税率の適用や軽 ても統一は実現されていない状 減税率の適用品目も拡大するな 角谷雅子会員 は図られました。 標準税率の接近 の簡素化ができ 多少の税率構造 修正指令により、 結局、経過措

外国で採用されている主な方法 は次の三つです。 逆進性の緩和措置として、諸 況です。

性の緩和 軽減税率の適用による逆進

軽減税率は標準税率の半分以下 です。そして、食料品はほとん るものです。 ものなどは、低い税率を適用す の他に、生活に必要と思われる 軽減税率の適用で、標準税率 中国以外の国では、

> っています。 どの国で、軽減税率の対象にな

ましたが、

一九

しい状況が続き

2 用による逆進性の緩和 ゼロ税率、非課税品目の適

E U

が現状です。 これに近因する税収減も多いの 非課税適用の品目はかなり広く 国などがあります。イギリスの イギリス、オーストラリア、韓 これらを適用している国は、

3 の緩和 税額控除方式による逆進性

ているのが特徴です。 制の中にGST税額控除を設け 率を採用していますが、所得税 ナダは、食糧品に対してゼロ税 いる国はカナダがあります。 これにより逆進性に配慮して カ

合の問題点は次の二つです。 また、 複数税率を採用した場

1 効率 性

効率性があります。これは、「全 効率性を表す指標として、C

税収に対する、 された場合に得られる理念的な ての国内消費が標準課税で課税 実際の税収の比

ランドなどとともに効率性の高 で、カナダ、韓国、ニュージー %前後です。日本は六五・三% 主要国のC効率性は、 率」として定義されます。 い国に属しています。 概ね五〇

じるといえます。 率性という観点からは問題が生 コストを考慮すると、やはり効 る行政コストや企業の事務負担 複数税率を採用することによ

2 軽減税率の適用範囲

別が難しいのです。 の対象は何かなどの合理的な区 何なのか、食料品といってもそ ます。しかし、生活必需品とは 生活必需品をその対象としてい という目的で、ほとんどの国で 「減税率の適用は逆進性緩和

ても問題です。 考えられ、公平性の観点からみ 税率が適用対象とされることも 逆進性緩和目的以外にも軽減

そのことが脱 玉 准 担がかかると思います。 納税者間に相 7 ミュレ ないでしょうか。 十分に考える必要があ 変更することになると、 ている日本が ようです。 を目的とした会社もできている インボイスを偽造することのみ が 11 進性 は ?性をどの程度緩和できるかシ |題以前に納税者にかなり あります。 の多くが採用している複数税 また、現在帳簿方式を採 複数税率を導入した場合、 果たして複数税率を採用 ーションしました。 公平な課税が可 (1) 緩 41 付 和 わ |緩和に関する提案 加 に関する手法に ゆ しか インボ 互チ 価 るインボ 税防止に役立つと 値 脱採 Ĺ エ イス方式に 可能なの クが イス 用 るのでは Е 偽造 0 Uでは まず ハ神話 7働き、 先進 した 9 0 用 遊 か 0

> 場合、 とは別途、 例えば所得税により調整を行う よる方法 方法の三つが考えられ そこで、 逆進性をどの 3 社会福祉的 複数税率を導入した 消費税以 程度緩和 ます。 外の税制 な歳 和 出 13

最後にインボイ インボイス方式

ż

間

回題 です

② 社

会福

祉

施策として

税

ッ の 0

もとでは

付付 アクションプログラムでは、 应 民 !き税 日に公表した税制抜 |額控除をあげています

きるかシミュ

レ

1

シ

3

ンします。

用すると、 ては一 0) 定の緩 果、 消費税の 複数税率制 和 が 逆進 性に 度を

主党が平成二十年十二月二 (図 2)。 できること 本改 革 0

が e V

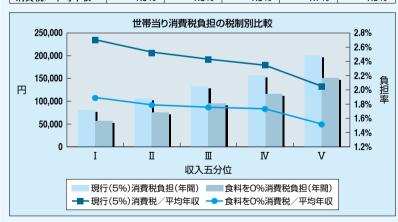
わかります

して、 します。 上

勤労促進を図る効果 い場合には還付 の勤労所得の 勤労を条件に税 給付付 そのため、 |き税 あ 額控 る世 低 額

複数税率導入による税負担の逆進性緩和のシミュレーション 図2

	I	I	II	V	V		
平均月収	247,471	350,704	456,509	555,728	823,614		
平均年収	2,969,652	4,208,448	5,478,108	6,668,736	9,883,368		
消費支出(月額)	178,512	228,918	283,168	331,281	435,610		
うち保健医療	6,363	7,494	9,650	11,687	14,289		
うち住居	27,468	26,199	23,145	19,163	16,575		
うち教育	3,023	6,783	11,144	18,043	30,787		
うち仕送り金	1,317	2,302	6,299	7,871	21,792		
課税消費支出	140,341	186,140	232,930	274,517	352,167		
消費支出(年額)	2,142,144	2,747,016	3,398,016	3,975,372	5,227,320		
課税消費支出(年額)	1,684,092	2,233,680	2,795,160	3,294,204	4,226,004		
食料支出(月額)	41,899	54,633	65,272	73,199	87,735		
食料支出/消費支出	23.5%	23.9%	23.1%	22.1%	20.1%		
消費税	80,194	106,365	133,102	156,866	201,238		
消費税/平均年収	2.7%	2.5%	2.4%	2.4%	2.0%		
消費税/消費支出	3.7%	3.9%	3.9%	3.9%	3.8%		
食料を0%							
食料支出(年額)	502,788	655,596	783,264	878,388	1,052,820		
課税消費支出(年額)	1,181,304	1,578,084	2,011,896	2,415,816	3,173,184		
消費税	56,252	75,146	95,804	115,038	151,104		
消費税/平均年収	1.9%	1.8%	1.8%	1.7%	1.5%		



- a 総務省「家計調査年報」(平成20年)を使用。
- b 食料品を0%、それ以外の財・サービスを5%とする。
- c 消費支出から保健医療、住居、教育、仕送り金を減じた課税消費支出に5%を乗じた金 額から、食料支出に5%を乗じた金額を控除した金額を年間の負担消費税額とする。 なお、複数税率制度導入により、マクロ経済に及ぼす影響については考慮しないものとし ます。

付付き税額 所得が低く控除しきれ 控除 (社会保障給付 がありま は、 所得者 帯に 除 控 除 0 定 す 類 対 0)

TKC 2010・8 (TKCタックスフォーラム2010)

誰に 授は、 ます。 摘しています**9° か、 軽減税額控除 型には、 のような人的単位で給付するの 採用するための問題点も存在し 対策税額控除の四つがあります。 一税額控除、 しかし、給付付き税額控除を ③不正還付という三つを指 いくら給付するのか、 この問題点につい 中里実東京大学法学部教 ①勤労税額控除、 ③社会保険料負担 ④消費税逆 て、 進性 ② ど ② 児 1

ては、

複

数税率制

付付き税額控除制

度の 限度より

方が、

そ 給

ました。

有効性

が高いことが確認でき

せ、 支出項目の整理、 度の下の全員申告及び全員名寄 整という五つをあげています**! 号制度の導入、②納税者番号制 善方法については、 以上が、 また、中里教授はこれらの改 ③国税職員の増員、 給付付き税額控除 ⑤憲法との (1) ④様々な)納税者番 調

783,264

2,011,896

1.8%

878,388

115,038

1.7%

2,415,816

1,052,820

3,173,184

151,104

1.5%

とは、 らかです。 単純に実行できる問題でな 付付き税額控除の導入につい 問題点とその解決方法です。 中里教授の指摘からも明 逆進性をどの 程度緩

できるかをシミュレーショ

図3

食料を0%

食料支出(年額)

課税消費支出(年額)

ます。 ことが確認できます 度を採用する方が有効である この結果、 消費税の逆進性の 給付付き税額控除 緩和につ (図 3 V)

制

行が不可欠_ 入から、 現 行の インボイス方式 $^{\sim}$

帳簿方式の可能 複数税率採用 ع 性

仮に複数税率を導入した場合に 逆進性の緩和の措置として、 請求書等保存方式の導 との意見があり 0) 移

どがあります。 費税導入当初より指摘され は解決できない た帳簿方式による益税の問 計算技術的

てき 題

な

されたとして、 かし、 仮に複数税率が導入 日 本に お ĺλ ても

L

す。

消費税 56.252 75,146 95.804 消費税/平均年収 1.9% 1.8% 最低限食料分還付

502,788

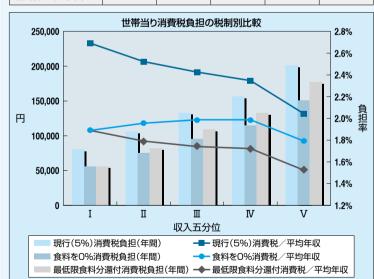
1,181,304

双 区					
食料支出(年額)	502,788	655,596	783,264	878,388	1,052,820
食料の消費税	23,942	23,942	23,942	23,942	23,942
消費税	56,252	82,423	109,160	132,924	177,296
消費税/平均年収	1.9%	2.0%	2.0%	2.0%	1.8%

給付付き税額控除による逆進性緩和のシミュレーション

655,596

1,578,084



- a 総務省「家計調査年報」(平成20年)を使用する。
- b 第1階層(年間収入367万円未満)の食料支出50万2788円に対する消費税額2万 3942円を給付付き税額控除の金額とする。
- 消費支出から保健医療、住居、教育、仕送り金を減じた課税消費支出に5%を乗じ た金額から、bにより計算した給付付き税額控除の金額である2万3942円を減じた 金額を年間の負担消費税額とする。

率を導入した場合にお その 理由として、 な問題を帳簿方式で との指摘や、 仮に複数税 ては、 消

を検討し、併せて帳簿方式の利 必要なのでしょうか。 点を今一度見直します。 ス方式に移行した場合の問題点 インボイ

【インボイス方式の問題点】 免税事業者の取引排除

0) 0 を受けることができません。こ の仕入れについて仕入税額控除 事業者から購入した事業者はそ この場合、 付を受けることが求められます。 イスを発行できないため、 除の要件としてインボイスの交 仕入れを避け、 ため事業者は免税事業者から インボイス方式は仕入税額控 免税事業者はインボ 結果として免 免税

> ことが危惧されます。 税事業者が取引から排除される

インボイス方式の導入は本当に

2 事務負担の増大

こととなります。 双方において所定の様式のイン ボイスの保存が義務付けられる の要件として発行者、 インボイス制度では税額控除 受領者の

インボイスの偽造

額については、

帳簿)

を保存し

されます。

3

問題が散見されます。 ボイスの偽造による不正控除の ているEU諸国においてもイン 実際にインボイスが導入され

CD加盟国 で唯一仕入れにかか る税額を控除す

次に、

日本においては、

ОЕ

しています。 帳簿方式を採用 る方法として、 方式」が採用さ 請求書等保存 日 本では、 て、

> 七項、 れています。 同第八項において規定さ

における当該課税仕入れ等の税 場合その他の政令で定める場合 対価の額の合計額が少額である 規定する課税仕入れに係る支払 係る帳簿及び請求書等 の課税仕入れ等の税額の控除に 規定は、 条第七項において、 具体的には、 事業者が当該課税期間 消費税法第三〇 「第一項の (同項に

定されています。 記載要件が次のように詳細に規 同第八項において、 適用しない。」とされており、 その帳簿の

課税仕入れ等の税額については、 課税仕入れ又は課税貨物に係る ない場合には、当該保存がない

れているもの には、次に掲げる事項が記載さ に掲げる帳簿をいう。 税仕入れに係るものである場合 「前項に規定する帳簿とは、 課税仕入れの相 課税仕入れ等の税額が課 手方の氏名

口 課税仕入れを行った年月日 課税仕入れに係る資産又は

ろが し詳細な要件を定めているとこ して帳簿の記載内容と保存に関 このように仕入税額控除に 役務の内容 れに係る支払対価 第一項に規定する課税 「簡易インボイス」とも称 の額 任

す。 明したような背景からインボイ ス方式を見送った経緯がありま 消費税導入の経緯」 我が国の消費税は導入当時、 の中で説

方式」が採用されています。 除の要件とする 証する書類の保存を仕入税額控 請求書など個々の取引の事実を 事実を記載した帳簿を保存する 言っても単に課税仕入れなどの ことのみならず、これに加えて しかしながら、帳簿方式とは 「請求書等保存

次

考えると、 行において他国と比べ特筆すべ 人が果たしている役割につい 帳簿方式の現状と、職業会計 日本の税 路行政

哲会員 税法第三〇条第

又は名称

き点があります。

消費税の税額計算において、 在することです。 在することです。 をすることです。 では、①青色申告制度の存

役割がとても大きいのです。 は第方式による仕入税額控除に に移額計算が行われて はのは、これら二点の果たす

個人の事業所得(営業)確定申告件数に占める青色申告者の申告件数に占める青色申告者のについては概ね九〇%前後(稼働中の普通法人でみると九八働中の普通法人でみると九八の水準に至っています(平成十九年度国税庁統計による)。成十九年度国税庁統計による)。成十九年度国税庁統計による)。成十九年度国税庁統計による)。成十九年度国税庁統計による)。

の統計結果が公表されています。のIT活用に関する実態調査」のIT活用に関する実態調査」が必要が、日本商工会議所よるときに、日本商工会議所よ

税理士制度によって支えられる帳簿方式の申告の適正は

たこでTKC会計人に視点を 移してみます。TKC会計人の 理念は、巡回監査を通じて税理 理を具現化しています。飯塚毅 割を具現化しています。飯塚毅 割を具現化してのように記さ

を実施していることです。これ月確実に顧問先に対し巡回監査条件は何か」の中で「それは毎「ところでTKC会計人の第一

を怠っている会員は形式上は兎も角、実質上の会員ではありません。会計における真正の事実せん。会計における真正の事実が超近なを怠る者は、職業会計の責任を放棄する者だからで人の責任を放棄する者だからです**。」

ことを意味します。
「全部監査」回監査は原則として「全部監査」が要求されます。「全部監査」のまり、税理士の行うべき巡

法だ。**「」と断じています。 は、誤処理、不正経理、脱漏の穴は、誤処理、不正経理、脱漏の穴は、誤処理、不正経理、脱漏の穴は、誤処理、不正経理、脱漏の穴にらけだと見てよかろう。(中でらけだと見てよかろう。(中でらけだと見てよかろう。(中でらけだと見てよかろう。(中でらけだと見てよかる。(中でらけだと見てよが、戦場の大いでも次に、誤処理、不正経理、脱漏の穴に、といれば、関与先の人の一つでも欠けています。

きないという意見に対しては、と仕入控除税額が正確に計算でつまりインボイス方式でない

巡回 監査を適切に 実施している

より問題点を洗い出してみます。て帳簿方式が論点となった判例ここで、仕入税額控除に関し

論が完全に成り立ちます。な形で行うことができるとの反控除の計算は正確かつ検証可能限り帳簿方式によって仕入税額

例 の仕入税額控除を否認された事 【略称仕入れが一般的な浜取引

かでも、 となる課税仕入れの存在が明ら 請求を棄却した。 情」にあたらないと判示、 二項が定める「やむを得ない事 浜取引は消費税法施行令四九条 勉裁判長)は略称仕入れによる れていた事件で、高松地裁 費の仕入税額控除の可否が争わ 辺で直接魚介類を現金で仕入れ 本判例は、仕入税額控除の根拠 者が求めていた課税処分の取消 『本判例は、 平成八年 いわゆる浜取引をめぐり消 帳簿の記載内容の形式 潜水漁業者から浜 (行ウ) 第一号)』 (高松地裁判 (馬渕 納税

> その取引の真実性が担保されて 帳簿方式は帳簿にインボイスに 認めないという立場を鮮明にし 的不備があれば仕入税額控除を 類似した機能を付与したものと たものです。この意味で日 いるといえます。 いえ、インボイスによらずとも 本の

理士制度によって支えられてい 理由として、申告の適正さを税 ることがあげられます。 ができると考えられるひとつの 仕入税額控除が適正に行うこと 入しなくても帳簿方式によって

聡会員 権利擁護を図る 立した立場にお く、「公正で独 け的機関ではな べく発展してい いて」納税者の 士が行政の下請

> は、 掲げる帳簿の記載事項の信頼性 全国会に属する会計人におい って担保されています。 税理士による巡回監 消費税法第三〇条第八項に 査によ 7

醸成されているといえます。 く帳簿方式で必要な条件が十分 ては仕入税額控除の採用に当た って、インボイスによることな 以上のことから、 日本にお

日本においてインボイスを導

式で十分に対応することができ う結論を得ることができました。 採用されている給付付き税額控 複数税率制度ではなく、 価値税先進諸国が採用している いて検討しました。そして、 点として捉え、その緩和策につ 対して逆進的であることを問題 ることも明らかにしました。 変更することなく現在の帳簿方 いても、 除制度の方が、効果が高いとい また、仕入税額控除方式につ 本研究では、 インボイス方式に制度 消費税が所得に カナダで 付加

イツ、 数ですが、

韓国等国際的にみれば少 日本においては税理

税理士制度が存在する国はド

思います。 本研究が、 進的であるという問題がさらに な制度設計を見直すべきです。 大きくならないうちに、 助になることを期待したいと 消費税の制度設計 基本的 0

* 1 平成十九年) 費税』 一七— 森信茂樹 一九頁(大蔵財務協会 『抜本的税制改革と消

ж 2 改革のあり方」 十二年九月号 井堀利宏 | 税研、二〇頁(平成「消費税シフトと制度

ж 3 する答申 (抄)」 答申(抄)」(昭和五十二年十月四日) 「今後の税制のあり方についての 「昭和五十四年度の税制改正に関 (昭和五十三年十二

<u>*</u> 月二十七日 (抄)」(昭和五十四年一月十九日) 「昭和五十四年度税制改正の要綱

% 6 月一日) 四六頁(税務経理協会、平成三年八 佐藤進・宮島洋『戦後税制史』

※7 「昭和六十二年度税制改正に関す る答申 (抄)」 二十三日 (昭和六十一年十二月

(抄)」(昭和六十二年一月十六日 「昭和六十二年度税制改正の要綱

% 8

行上の問題点」税研、二四巻六号四(9)中里実「給付付き税額控除の執 -四九頁

% 9

五

※ 10 三頁 四四頁 飯塚毅 飯塚毅 (TKC出版、平成十五年 (TKC出版、平成十五年) 『職業会計人の使命と青 『職業会計人の使命と責



横田

げた、消費税が所得に対して逆

研究で問題点として取り上